

現学会と法人化のスケジュール

年月	現学会	法人化	摘要
2019年9月	定時総会（蒲田大会）	法人化に向けた提案	
2019年11月	役員選挙人確定		
2019年12月	評議員投票用紙送付		
2020年1月	評議員選挙		
2020年2月	理事投票用紙送付		
2020年3月	理事選挙		
2020年4月	理事就任承諾		
2020年9月	定時総会（梅田大会）	法人設立の決議	
2020年12月	理事会で次期理事長選出		
2021年1月		法人設立（登記）	（注1）
2021年4月	（新役員就任）	実質的に活動開始（新役員）	（注2）
2021年5月6月	（理事会）	理事会、定時総会開催	
2021年9月	（定時総会にて解散を承認）	会員総会	
2024年3月	（新役員任期満了）		
2024年6月		新役員（設立時役員）任期満了	

（注1）法人設立時の役員について

法人設立時の社員（代議員）は、定款への記名捺印（個人実印）をする必要もあり、大人数になると事務手続きが煩雑になりますから、少人数（現在の理事長副理事長の3名）を想定しています。

法人の設立時期を2020年9月総会后と想定し、「実際にいつから法人が活動を開始するのか」を考えたとき、現学会の新役員の任期開始と同じ2021年4月を法人活動開始時期とすれば、次回の選挙で選任された役員での新体制開始とすることが可能ですので、この想定でスケジュールを作成しております。なお、実施の活動に先立ち、設立時の理事・監事には、今回の選挙で選任された方に就任いただく想定です。

なお、法人の設立には、本店所在地を管轄する法務局（都県単位）に所属する公証人の認証が必要になります。定款案の作成には公証人との相談が不可欠となりますので、本店所在地や設立時期が決まってから詳細を詰めていくことになります。

（注2）役員任期について

現学会が法人化された後、次回選挙で選任された評議員は社員（＝代議員）に、理事・監事は、そのまま理事・監事となる想定です。2021年4月に法人が実質的に活動を開始するとすれば、役員任期は2024年3月期の総会までとなり、現在の規定と数ヶ月しか変わりません。

なお、現学会会則24条より、役員任期は3年間となっておりますが、理事は2年以内、監事は4年以内が法定年限のため、監事に合わせ、社員（代議員）と理事の任期も2年としております。なお、選挙自体は4年に一度とし、原則として理事も2期4年の期間務めていただくことを予定しています。

現在と法人との役員・会議体比較（ご参考）

現学会		法人		摘要
名称	内容	名称	内容	
正会員	個人	正会員	変更なし	
学生会員	学生個人	学生会員	変更なし	
賛助会員	個人又は団体	賛助会員	変更なし	
特別会員	功労会員もある	名誉会員	統一し名称変更	
評議員	選挙を経て総会で選任 (任期3年)	代議員	法人法上の社員のため、本来は任期の概念は無い(入れ替えは可能のため、4年ごとに選挙を行う)	大きな変更
理事	選挙を経て総会(正社員)で選任、任期3年	理事	社員総会(旧評議員会)で選任、任期2年(2期連続の4年を実質的な任期とする)	大きな変更
理事長・副理事長	理事会で選任	理事長・副理事長	変更なし	
監事	選挙を経て総会で選任、任期3年	監事	社員総会(旧評議員会)で選任、任期4年	任期変更(最低4年が法定)
総会	全正会員	会員総会	権限変更	法人法上の社員総会ではなく、学術研究の場として想定(権限は大きく変更)
評議員会	重要会務の審議、任期3年	社員総会	決算、役員選任等法人法上の総会、任期の概念なし	大きな変更
理事会	会務の執行	理事会	変更なし	
学術集会会長	理事会推薦	学術集会会長	変更なし	